(c)　(a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たり、その者が組合員である組合が行う事業又はその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、当該一方の者と他方の者とは、全ての事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連するものとする。

6　一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、特典の申請が行われる締約国の権限のある当局が、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないと認定するときは、これらの規定に基づいて与えられる特典を受けることができる。

7　この条の規定の適用上、

(a)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　アイスランドの有価証券市場に関する法律（二千七年第百十号）に基づいて設立された有価証券市場

(ii)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づいて設立された有価証券市場

(iii)　この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(c)　「同等受益者」とは、一方の締約国に対してこの条約の特典が申請される所得について、当該一方の締約国の法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づいて当該一方の締約国によって与えられる特典（この条約に基づいて当該所得について与えられる特典と同等であるものに限る。）を受ける権利を有するであろう者をいう。

8　(a)　(i)　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii)　当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この8の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b)　(a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連し、又は付随して取得される場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c)　一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)に規定する要件を満たさなかった理由を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

9　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十三条　二重課税の除去

1　(a)　アイスランドの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、アイスランドは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。

(b)　ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

(c)　アイスランドの居住者がこの条約の規定に従って日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、アイスランドは、当該所得をアイスランドの租税の課税標準に含めることができる。ただし、当該居住者の所得に対する租税の額のうち日本国内において取得される所得に対応する部分を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。

2　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってアイスランドにおいて租税を課することができる所得をアイスランド内において取得する場合には、当該所得について納付されるアイスランドの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

第二十四条　無差別待遇

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条6、第十二条4又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。